

**赤磐市国土強靱化地域計画  
(概要版)**

**令和8年3月**

**赤磐市**

# 1 計画見直しの主旨及び計画の位置付け

## 計画見直しの主旨

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災・減災や迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が平成 25（2013）年 12 月に公布・施行され、平成 26（2014）年 6 月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備され、一丸となって取組を推進してきた。

さらに、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和 5 年 6 月に基本法の改正、7 月に基本計画の見直しが行われた。

本市においても、台風の大型化や集中豪雨の多発化等による河川の氾濫、土砂災害、都市部での内水氾濫などに加え、今後 30 年以内に 80% 程度の確率で発生すると想定されている南海トラフ地震による大規模自然災害の発生リスクが高まっていることから、国の動きに合わせて強靱化への取組を進めることとし、令和 3（2021）年 1 月に「赤磐市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、同計画に基づき、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、災害に強い地域社会づくりを進めてきた。

近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。赤磐市においても、「平成 30 年 7 月豪雨」により甚大な被害が発生しており、これまでにほとんど経験したことのない規模の災害が発生している。

全国的にみても令和 6 年能登半島地震では、甚大な被害が発生し、多くの人命や財産が犠牲となった。高齢化・過疎化が進む半島地域における厳冬期の災害という、厳しい条件が幾重にも重なった災害であったが、このような災害にも強くしなやかに対応し、激甚化・頻発化する自然災害から市民の生命・財産を守るため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づく取組を推進するなど、国土強靱化施策の加速化・深化を図っていく必要がある。

こうした基本計画の見直しや近年の災害から得られた教訓に加え、災害時の感染症対策等を踏まえ、これまでの取組を点検し、強靱化に向けた今後の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）や、地域計画の進捗管理に活用する指標及び目標を改めて定めるなど、地域計画の見直しを行い、本市における強靱化をさらに推進していくこととする。

## 計画の位置付け

基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、赤磐市総合計画との整合・調和を図りながら、地域の強靱化に係る赤磐市の個別計画等の指針として定めるものである。

### 第 13 条 国土強靱化地域計画

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土強靱化基本法（内閣官房）より抜粋

## 計画期間

計画内容は、赤磐市総合計画との調和を図りつつ、岡山県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）との整合を図るため、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までとする。

## 2 基本的な考え方

### 基本方針

国土強靱化は、国・地方のリスクマネジメントであり、PDCAサイクル（P5参照）を繰り返すことによる取組推進を基本とする。検討・取組の特徴としては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や、国土利用・社会経済システムの現状のどこに問題があるかを知る「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。よって、以下の基本的な方針をもとに、地域計画を策定する。

### ● 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-Based Policy Making（根拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的視野を持って計画的に取り組みます。
- ③ 災害に強いまちづくりを進めることにより、本市の活力を高め、経済の持続的な成長につなげるとともに、地域間の連携を強化する視点を持ちます。
- ④ 本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

### ● 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、官と民が連携するとともに、役割分担して取り組むこと。
- ③ 防災・減災等の取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用されるよう工夫すること。

### ● 効率的な施策の推進

- ① 人口減少等に起因する地域の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

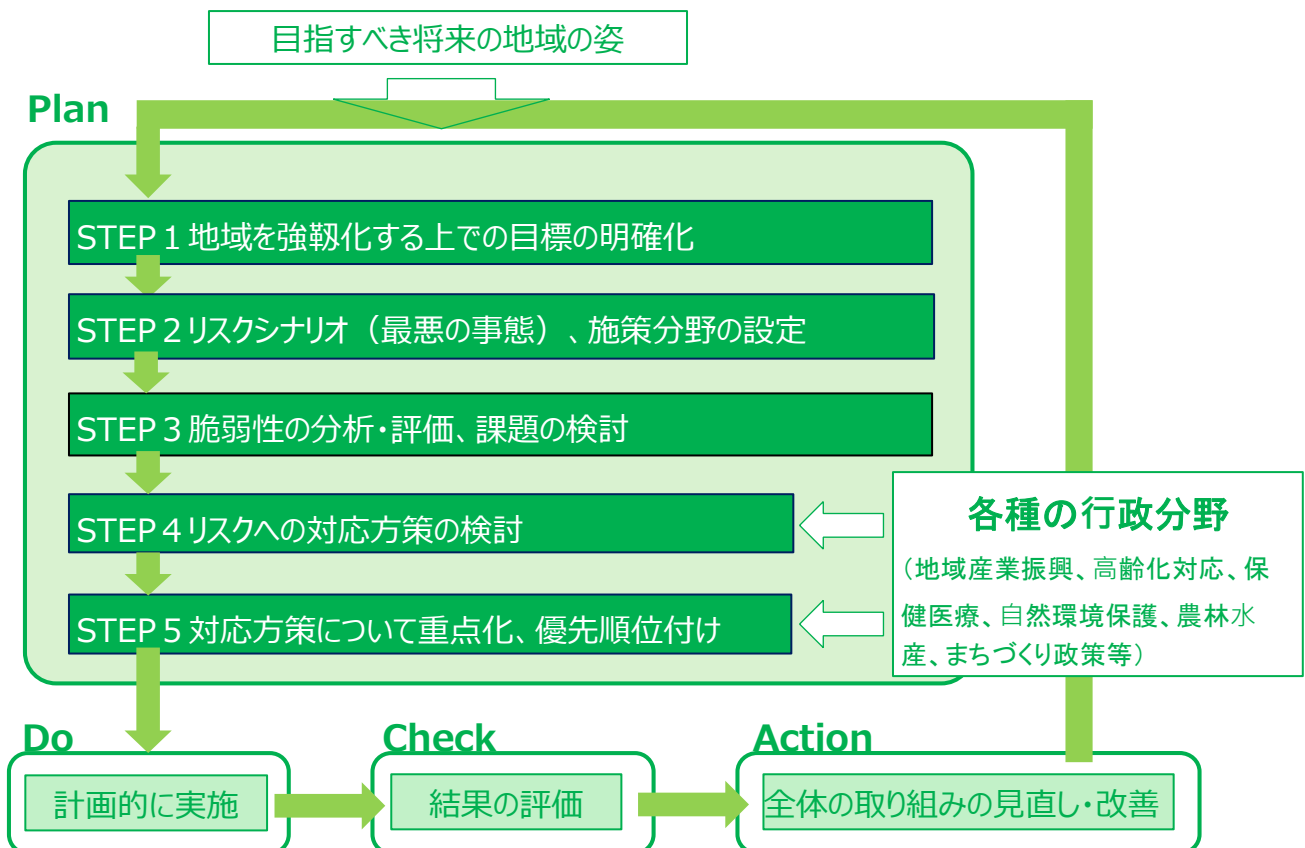
- ③ 限られた資金を有効に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ④ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑤ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑥ デジタル等新技術を積極的に活用すること。

## ● 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等を十分配慮して施策を講じること
- ③ 地域特性に応じ、環境との調和及び景観の維持に配慮し、自然との共生を図ること

なお、地域計画策定にあたっては、基本計画や県地域計画との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくこととする。

### 計画の策定とPDCAサイクルによる推進



## 基本目標

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

## 事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 3 対象とする災害

赤磐市に大きな被害をもたらす自然災害を、地域特性や過去の災害発生、予見の状況や県地域計画の設定も踏まえ以下のとおり設定した。

災害の種類	想定する規模等	赤磐市の災害特性
南海トラフ巨大地震	今後 30 年間の間に 80%以上 <sup>※1</sup> の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震により、県南を中心に人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。(令和 7 年 7 月被害想定公表) <sup>※1</sup>	市全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等 (市内最大震度 6 弱)
断層型地震	山崎断層帯や那岐山断層帯など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード 7～8 クラスの地震により、県北を含む一部地域で大きな人身・建物被害が生じる。 (平成 26 年 5 月被害想定公表) <sup>※3</sup>	「山崎断層帯主部の地震」では、赤磐市で多くは震度 5 弱(一部震度 5 強)以上の揺れに見舞われることにより、揺れや液状化による家屋等の建物の倒壊や一部損壊、人的被害が生じる。

土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。	市域では、土砂災害警戒区域が473か所、特別警戒区域が196か所指定（令和2年5月22日時点）されており、道路の寸断や集落の孤立が生じる。 <sup>※3</sup>
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。	砂川等の氾濫による家屋浸水、人身被害等が生じる。
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、市街地の広範囲が浸水し、人身、建物等に大きな被害が及び。	豪雨や台風の襲来により、砂川等の河川が増水し、市内の雨水等排水が困難になり、市街地が浸水し、建物等の浸水被害が拡大する。
複合災害・二次災害	南海トラフ巨大地震の発生前後での集中豪雨や大型の台風が連続して襲来することにより、被害がさらに拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震発生前後に、豪雨や台風等による洪水や土砂災害が発生し、被害が拡大する。</li> <li>疫病や感染症等の流行時に大規模自然災害が発生し、避難先の避難所等で疫病や感染症がクラスター発生する。</li> </ul>

※1 文部科学省地震調査研究推進本部 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧

※2 岡山県危機管理課ホームページ 地震の被害想定について（発生確率を除く）

※3 岡山県防災砂防課ホームページ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所一覧

## 4 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）及び施策分野の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態から、赤磐市の地域特性を踏まえ、29のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定した。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、ため池の決壊など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害等による県内経済への甚大な影響

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下を設定した。

個別施策分野	①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④産業 ⑤物流 ⑥農林 ⑦国土保全 ⑧環境
横断的分野	A リスクコミュニケーション      B 人材育成 C 官民連携      D 老朽化対策

## 5 施策の推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から市域の強靱化を図るために必要となる施策について、以下の観点も踏まえ、施策分野別の推進方針を定めた。

- ① 脆弱性評価結果の改善策として、「赤磐市総合計画」や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画を踏まえ、整合性に配慮。
- ② 基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策の具体化。

### 1 行政機能／消防等／防災教育等／情報通信

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害用装備・消防資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実</li><li>・ 消防団の充実強化</li><li>・ 初期消火体制の充実</li><li>・ 水防体制の充実・強化</li><li>・ 市庁舎の浸水対策強化</li><li>・ 防災意識の普及啓発</li><li>・ タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進</li><li>・ 物資備蓄の推進</li><li>・ 生活必需品の個人備蓄等の促進</li><li>・ 県防災・岡山市消防ヘリコプターの活用</li><li>・ 孤立可能性のある集落等での通信確保</li><li>・ 消防関係庁舎の耐震化促進</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市庁舎の計画的な耐震対策の推進等</li><li>・ ホームページの情報提供機能維持</li><li>・ BCPの継続的な見直し</li><li>・ 防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進</li><li>・ 市の重要システムの業務継続体制の推進</li><li>・ 防災用電源の安定的確保</li><li>・ 通信関連施設の耐災害性向上</li><li>・ 情報通信システムの強化</li><li>・ 災害時における公衆無線LAN環境の確保</li><li>・ 住民への情報伝達手段の多様化</li><li>・ わかりやすいダム放流情報の提供</li><li>・ 幼少期からの防災教育の推進</li><li>・ 災害時の市債務支払業務体制の確保</li></ul> |
|---|---|

### 2 住宅・都市

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 住宅・建築物の耐震化促進</li><li>・ 市立学校施設の耐震化促進</li><li>・ 大規模商業施設等の防火対策の促進</li><li>・ 電源車派遣に関する事前協議</li><li>・ 水道施設の計画的耐震化の促進</li><li>・ 体育館の空調設備の整備</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 応急仮設住宅等の供給</li><li>・ 自立・分散型エネルギーの導入促進</li><li>・ 水道施設被災時の広域支援体制整備等</li><li>・ 下水道 BCP の定期的な見直し</li><li>・ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進</li><li>・ 被災者の住まいの確保に向けた体制整</li></ul> |
|---|---|

### 3 保健医療・福祉

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・不特定多数が集まる施設の耐震化促進</li><li>・社会福祉施設等の耐震化、防火対策促進</li><li>・避難行動要支援者名簿の活用</li><li>・学校における防災教育、医療機関・社会福祉施設等の避難誘導體制の確保</li><li>・医療機関のBCP策定促進</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等</li><li>・予防接種の推進</li><li>・避難所における感染症対策の推進</li><li>・福祉避難所の指定拡大の促進</li><li>・トイレや自家発電設備、備蓄倉庫整備、施設のバリアフリー化</li></ul> |
|--|--|

### 4 産業

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業におけるBCP策定の促進</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・防災重点農業用ため池の安全対策の推進</li></ul> |
|---|---|

### 5 交通・物流

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・橋梁の耐震化や電線共同溝整備の推進</li><li>・道路啓開体制の確保</li><li>・緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備</li><li>・公共交通機関の対災害性向上</li><li>・道路法面等の落石・崩土防止</li></ul> |
|---|--|

### 6 農林

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・農業水利施設の排水機能の確保</li><li>・農道整備及び農道橋等の保全対策の推進</li><li>・林道橋等の点検整備</li><li>・農業生産基盤の計画的整備の推進</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・農地の利用促進</li><li>・計画的な間伐の推進</li><li>・鳥獣被害防止対策の推進</li><li>・食料生産体制の強化</li></ul> |
|---|---|

### 7 国土保全・土地利用

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・大規模盛土造成地の計画的な調査実施</li><li>・計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・災害に配慮した適切な土地利用の促進</li><li>・河川管理施設の耐震点検実施</li></ul> |
|---|---|

### 8 環境

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・合併処理浄化槽の設置促進</li><li>・有害物質・環境モニタリング体制の確保</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・赤磐市災害廃棄物処理計画</li><li>・循環型社会形成推進地域計画</li></ul> |
|---|--|

## A

### リスクコミュニケーション

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 空家対策の推進</li><li>• 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進</li><li>• 自主防災組織の組織化と活動活性化の促進</li><li>• 地区防災計画の作成促進</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>• 事業所に対する従業員の一時帰宅抑制等の周知・協力要請</li><li>• 学校園での被災時対策</li><li>• ハザードマップ作成及び住民への適切な避難行動の促進</li><li>• 住宅等における火災予防対策の促進</li></ul> |
|---|--|

## B

### 人材育成

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 消防機関等の連携訓練の実施。消防職団員の教育機関への積極的な研修参加</li><li>• 災害対応業務を遂行できる職員の育成</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>• 自主防災組織の組織化と活動活性化の促進</li><li>• 外国人被災者への支援</li></ul> |
|--|--|

## C

### 官民連携

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 支援物資物流体制の推進</li><li>• 燃料供給体制の整備</li><li>• 緊急用LPガス調達に係る連携の強化</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>• 帰宅困難対策の推進</li><li>• 支援協定締結団体との連携強化</li><li>• 災害ボランティアの活動支援</li></ul> |
|---|--|

## D

### 老朽化対策

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 市管理施設の計画的な耐震対策の推進</li><li>• 不特定多数が集まる公園施設の耐震化、老朽化対策の推進</li><li>• 砂防関係施設の長寿命化の推進</li><li>• 治山施設の調査・点検、老朽化対策の推進</li><li>• 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>• 農業集落排水施設の計画的な長寿命化対策の促進</li><li>• 基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進</li><li>• 文化財施設の適切な維持管理</li></ul> |
|--|--|

## 6 施策の重点化

本計画では、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、①影響度 ②重要度 ③緊急度の観点に加え、施策の進捗状況や平時の活用等から重点化すべき取組を選定した。また、重点化を図るリスクシナリオの選定において、重点化を図るリスクシナリオと関連が強いとされたリスクシナリオについても、その重要性に鑑み、取組の推進を図る。

重点化を図るリスクシナリオ及び重点化を図るリスクシナリオと関連が強いリスクシナリオを以下に示す。

※太字が重点化を図るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
5		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

## 7 計画の推進と進捗管理

### 計画の推進

#### （1）ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

#### （2）全員参加による計画の推進

赤磐市の強靱化の実現には、赤磐市の全職員をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」「共助」「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る必要がある。

このため、様々な機会を通じて、地域計画の周知や防災意識の高揚等に取り組むことや、国、県の各種補助事業の活用や、民間資本の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

### 計画の進捗管理と見直し

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画(Plan)）、施策の計画的な実施（実行(Do)）、施策の進捗管理・結果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Action)）によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策や指標の見直しを行う。

また、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。



---

---

# 赤磐市国土強靱化地域計画

令和8年3月

赤磐市 総務部 くらし安全課

〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344 番地

TEL 086-955-1111（代表） FAX 086-955-1353

---

---